

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人〇〇〇〇氏は、令和元年7月19日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「山形県職員として勤務していた「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」に係る経歴（人事記録等）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、該当職員の「履歴書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、そのうえで本件公文書は、個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に基づき、開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年8月1日付け人第186号公文書不開示決定通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年10月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月17日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書及

び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分の原因について、具体的にどのような弊害をもたらすのかが曖昧で、県民の知る権利が害されている。
- (2) 例えば、職務にあたった報告書の記載者については、実名で開示されているわけで、そこはどのように説明するのか不明確である。
- (3) 山形県庁職員の人事は、人事異動の際に、個人名及び所属部署名まで大々的に公表されているものである。特に幹部職員にあたっては、採用年、出身校、出身地、家族構成など事細かく公表されている。そのことと本件処分はどう違うのか。人事異動が公表されている以上、特定の人物の異動については、過去の新聞報道等から特定ができるものである。また、現役職員は自分の名刺を渡し、配属先の分かるネームプレートを首から下げている。
- (4) 本件開示請求は、どのような部署にいたのかだけでも公開してもらいたいという趣旨であり、名前や住所など人物を特定できるような箇所をマスキングして開示すれば、要求する3名のうち誰がどれに該当するかは特定できないため、課名以外を全てマスキングすれば問題ないと考える。

#### 第4 実施機関の主張要旨

##### 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

##### 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分の理由は、条例第6条第1項第2号に基づく個人に関する情報で、開示することで個人の権利利益を害するおそれがあるためであり、不開示決定処分の理由は明確である。
- (2) 職務にあたった報告書の作成者の氏名等については、職務の遂行に係る情報に当たるものである。また、人事異動の内示時に、異動する職員の氏名等を公表しているが、これはあくまで新年度の県の業務執行体制を対外的に周知するためのものである。さらに、職員が名刺を渡し、名札を身に付けることは、現在の職務遂行のために必要な行為である。
- (3) 幹部職員の主要な経歴等を公開することは、幹部職員の人物像を広く県民等に知ってもらい、引いては県行政に関心、理解を持ってもらうという趣旨によるものである。
- (4) 人事異動に係る新聞報道等を収集することで、特定の職員の経歴を特定できること

は、人事管理を目的として整備された個人の網羅的な経歴が不開示情報に当たることとは性格を異にするものである。

- (5) 本件公文書は、職員の氏名、住所、生年月日、学歴、異動歴、給与に関する発令歴等が記載される文書であることから、文書全体として個人に関する情報としての性質を有するものであるため、一部のみを不開示とすることはできず、文書全体を不開示とするものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」、「ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」、「ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

### 2 条例第6条第1項第2号該当性について

#### (1) 条例第6条第1項第2号本文該当性について

当審査会の見分結果によれば、本件公文書は、職員の氏名、本籍、住所、学歴、資格、職歴、研修歴及び発令歴などに関する情報が記載されていることが認められる。これらの情報は、職員個人の情報であることが明らかであり、氏名等の特定の個人を識別できる部分を含むものである。さらに、3名の職員を特定した開示請求であることから、仮に職歴のみの部分開示であっても、特定の個人を識別することが比較的容易であると考えられ、条例第6条第1項第2号本文に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

ア 審査請求人は、職員は人事異動の際、個人名及び所属部署名まで大々的に公表されており、幹部職員においては、採用年、出身校、出身地、家族構成など事細かく

公表されていると主張する。しかしながら、これらは公表時点における職員の異動や、幹部職員の主要な職歴を明らかにしているにすぎず、そのことをもって本件公文書のように、特定職員の採用からの職歴を一覧できる情報を公にされているとは認められない。

さらに、審査請求人は、自分の名刺を渡し、配属先の分かるネームプレートを首から下げるといった職員の行為自体、個人情報を公にしているものであると主張する。しかしながら、実施機関が言うように、この行為は現在の職務の遂行において必要な行為であり、そのことをもって職歴に関する情報を公にされているとは認められない。

よって、条例第6条第1項第2号ただし書イには該当しない。

- イ また、審査請求人は、職務にあたった報告書の記載者については、実名で開示されていると主張する。しかしながら、職務にあたった報告書の記載者は、条例第6条第1項第2号ただし書ロに規定する公務員の職務の遂行の内容に関する情報であるのに対して、本件公文書に記載されている情報は、公務員個人の身分取扱いに係る情報であると認められる。山形県情報公開条例の趣旨及び解釈（平成10年3月24日付け総第600号総務部長通知）において、「公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等の職務遂行に係る情報には含まれないものである」としていることから、条例第6条第1項第2号ただし書ロには該当しない。
- ウ 条例第6条第1項第2号ただし書ハ及びニに該当しないことも明らかであることから、本件公文書は、条例第6条第1項第2号に該当する。

### 3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月17日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年10月30日 (第57回審査会)	事案の審議を行った。
令和2年12月16日 (第58回審査会)	審査請求人による口頭意見陳述を実施した。 事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

氏名	役職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊藤春江	社会保険労務士	委員
須賀まり子	元山形市教育委員	委員
渡辺麻里	弁護士	委員